

1-1 近代社会の誕生と民主主義の原理 <基礎編>

現代社会はいつごろどのような考え方の上に成立したのだろうか？

前近代と、 王権神授説

いま私たちが生きている日本の社会は、17～18 世紀に欧米で成立した近代市民社会を手本にして作られた社会である。

近代以前【①】のヨーロッパ社会は身分制社会であり、王族・貴族など支配する身分に属する者と、庶民・奴隷など支配される身分に属する者とははっきり分かれていた。身分を越えた結婚は禁じられ、原則として生まれついた身分が変わることもなかった。支配者は被支配者に対して絶対的な権力をふるうことが認められていて、支配者が下した命令や決定に対して、被支配者が反対したり不満を言うことは禁じられ、場合によっては犯罪とされることもあった【①】。

支配者が被支配者に対してもつ絶対的な権力は、「王の権力は神から与えられたものだ」という政治思想(王権神授説)によって正当化されていた。被支配者が支配者に反抗することは神に対する反抗と同じとされたからこそ、被支配者は支配者に反抗できなかったのである。

市民革命と 社会契約説

このような社会に対して、ヨーロッパでは「すべての人間は生まれながらにして自由で平等」【②】と考える政治思想が生まれ、その考え方に合うように政治のしくみを根本的に変えようとする動きが起こった。これが市民革命である。

17～18 世紀のイギリスで起きたピューリタン革命(清教徒革命)と名誉革命、アメリカ独立革命、フランス革命は、いずれも「人間は自由で平等である(基本的人権をもっている)」という考えを基本に、民主政治を実現しようとした市民革命だった。そしてこの市民革命によって成立した近代社会を理論的に説明し正当化した政治思想が「社会契約説」である。ホッブズ、ロック、ルソーがその理論家として知られている。

3つのRと 産業革命

市民革命 Revolution で近代市民社会が成立した背景には、14 世紀ごろイタリアで起こったルネサンス Renaissance と、16 世紀ごろドイツに起こった宗教改革 Reformation がある。これらの変革の成果として前近代社会を批判する精神が生まれ、それが市民革命につながったわけである。そして 18 世紀にイギリスで起こった産業革命によって資本主義経済が成立し、現代社会の経済的基礎が形成された。

① 人類の歴史は、大ざっぱに古代→中世→近代→現代と区分し、古代と中世を合わせて前近代と呼ぶ。

欧米史では市民革命以後を近代と呼ぶ。日本史では明治維新以後を近代としている。

したがって江戸時代までの日本社会と前近代のヨーロッパ社会とはよく似ていることになる。

コメント [n1]: 2007 年度教科書『現代社会』(東書・現社 001) p 110

② 「生まれながらにもっている」とは、「人間として生まれたときに既にもっている」という意味である。

生まれたあとで何らかの手續きに基づいて誰かが与えるのではなく、人間として生まれた瞬間に人間として生まれたというだけの理由で備わっているということである。

コメント [n2]: 2007 年度教科書『現代社会』(東書・現社 001) p 110

コメント [n3]: 2007 年度教科書『現代社会』(東書・現社 001) p 110

1-1 近代社会の誕生と民主主義の原理 <標準編>

社会契約説

社会契約説は、支配者と人民との間の契約（支配服従契約）によって国家・政府の成立を説明する政治思想であり、それまでの考え方（王権神授説）を克服して民主主義を基礎づけた理論であった。

ホッブズの社会契約説は、「王の権力は人民の社会契約に基づく」として、清教徒革命後の王政復古を理論的に説明（正当化）したものである。王政を正当化したとはいえ、王権神授説によらず社会契約という概念を用いた点で近代的な政治思想だといえる。

社会契約説の中心的な理論家はロックである。ロックは「人間は生まれながら生命・自由・財産を維持する権利をもっており、国家（政府）は人民がもつこれらの権利を保障するために個々人が互いに契約を結ぶことによって作られたものである。それゆえ政府が人民の権利を侵害するような場合には、人民はそれに抵抗する権利（抵抗権）がある」【①】として、名誉革命を理論的に説明した。ロックの思想はのちにアメリカ独立宣言に採用され、さらに日本国憲法の基本思想にもなっている。

フランス革命を正当化したルソーは、「個々人の中での契約によって一つの共同体（国家）を作り、公共の利益の実現をめざす一般意思によって人民が導かれ、人民がそれを担うことによって自由と平等が実現する社会が可能となる」とした。

民主政治の基本原則

市民革命によって成立した近代市民社会の政治が民主政治である。その基本原理としては、第一に**基本的**人権の保障が挙げられる。社会契約説の考え方に立てば、政治の最も重要な課題は、人間が人間として生まれながらに持っている基本的権利（はじめは「自然権」と呼ばれた）を守り実現することだからである。

前近代社会では、支配者は自分の勝手な判断で権力を行使していた（このような権力行使を「人の支配」という）。しかし基本的人権を守るためには「人の支配」は危険である。人間は権力をもつとそれを乱用するものだからである【②】。そこで近代社会においては、基本的人権を保障するために、支配者が行使できる権力と行使の手続きを法として明確に定め、その法に従って権力が行使されるようにしている（このような権力行使を「法の支配」という【③】）。「法の支配」は基本的人権の保障にとって不可欠な

①このような考え方は、中国の古代思想家である孟子にも見られる。孟子は、人民の信頼を失った支配者は天によって廃されるとした（「易姓革命」）。

英語の revolution を「革命」と訳す理由もそこにある。

コメント [n1]: 2007 年度教科書『現代社会』（東書・現社 001）、p 110

②このことから推測できるように、近代民主政治においては「権力者は人民の敵である」という価値観が根底にある。

手段である。

第二は**人民主権の原理**である。「政治の最も重要な課題が基本的人権を守り実現することだ」ということは、すなわち「政府や王よりも人民のほうが高い地位にある」ことを意味している。このことを政治学的・法学的には「人民が唯一最高の権力である主権をもつ」と表現する【④】。

人民は、まず「憲法を制定する」という形で主権を行使する（この場合の主権を「憲法制定権力」と呼ぶ）。憲法は、人民の基本的人権を列挙し、それを守る責任を担う政府をどのように組織するかを定めた、国家において最も重要な法だからである。そして次に人民は「憲法の規定に従って人民が政府を作る」という形で主権を行使する。具体的には政権を担う公務員を選挙することである。

第三の原理は、**権力分立の原理**である。これは「基本的人権の保障」と「人民主権」とを橋渡しするものとして大事な役割をもっている。既に述べたように、主権をもつ人民にとって最も大切なことは自分たちの基本的人権を守ることであり、そのためには悪政が生じないように「法の支配」を徹底し、権力者が暴走しないようにする必要がある。

そのための工夫として、近代民主政治においては、権力の担い手を立法・司法・行政などの役割や、中央と地方といった領域に従って分け、それぞれが暴走しないように互いに監視しあい、抑制し均衡するようなくみが作られた。権力分立の原理が重要であることを説いたのは主著『**法の精神**』を著したフランスの**モンテスキュー**であった。

世界人権宣言

このような民主主義の考え方は、現在まで脈々と受け継がれてきた。例えば世界人権宣言の第1条に「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」と表現されているのも、その背景には社会契約説に始まる民主主義の考え方がある。それゆえ現代社会を正しく学ぶためには、まず民主主義の考え方をしっかり身につける必要がある。

③「法の支配」に対して「**法治主義**」という概念もある。「法治主義」は、議会で制定された法律によって政治を行うべきとする考え方である。

基本的人権を侵害する内容の法律が議会で成立した場合、議会制定法という点では「法治主義」には反しないが、基本的人権を侵害する法という点では「法の支配」に反することになる。

④「主権」という用語には様々の意味がある。ここで使われている「最高の権力」以外に、たとえば「外国からの独立性」という意味で使われることもある（例「主権国家として国際社会から承認された」など）。

◆権威と権力

他人をその意志に反して行動させる力を**権力**という。暴力も権力の一種である（ただし現代においては警察がもつ武力だけが「正しい暴力」とされている）。**権威**とは、権力の正当性の根拠（人民が権力に従う理由）となる存在のことである。例えば王権神授説の考え方においては、王の権力は神の権威によって正当化されていた。社会契約説の考え方に立つ近代社会においては、主権者である人民の権威が政府の権力を正当化していることになる。

1-2 基本的人権の概要 <基礎編>

基本的人権とは何だろうか？

基本的人権 と憲法

基本的人権は「権利」の一種である。英語では「権利」のことを right というが、この言葉は同時に「正しい」という意味でも使われている。このことから容

易に理解できるように「権利」とはもともと「正当性」ということである。

「私たちにはこのように活動する権利がある」と言う場合、それは「私たちのこの活動は正しいこととして認められている」ということである。

ところで、例えば商品の売買において「代金を受け取る権利」は売買対象となっている商品の売り手にしか認められない権利である。このように世の中のすべての権利がすべての人間に等しく認められているわけではない。しかし権利の中でも特に、自由や平等などすべての人間に等しく認められている権利がある。そのような万人に共通の、それゆえ社会の基礎にあるべき権利のことを現代では「基本的人権」と呼ぶ。

近代社会においては、権利は法によって与えられる。法が「〇〇の権利を有する」とか「〇〇することができる」と定められることによって権利が与えられるわけである。基本的人権は憲法に定められているが、本来、基本的人権は、人間（が作った法）によって与えられたものではなく、人間がもともと有しているものだと言われる。それゆえ正確に言うと、基本的人権は憲法が与えたものではなく、憲法ができる以前からある基本的人権の中身を確認し保障しているにすぎないと考えられる【①】。

基本的人権 の背景

では、なぜ基本的人権は万人に等しく認められるのだろうか。それは、すべての人間はかけがえのない存在＝尊厳をもつ存在だからである。「かけがえのない存在」とは、「他と取り替えることができない存在」という意味である。人間

は、たいへん神秘的な出会いの結晶として生まれ、それぞれ異なる個性をもっている。誰一人として機械で安価に大量生産されたものではないし、同じ個性をもつ人間は存在しない。このことは、「人間は誰でも機械の部品のように取り替えることはできない」ということを意味している。それゆえ一人ひとりの人間は、たいへん貴重な存在である。ここから、すべての人間を大切な存在として尊重する精神が生まれてくる。「基本的人権をすべての人間に認める」という考え方は、そのような精神に由来しているのである。

①17～18世紀にヨーロッパで市民革命が起きたときには、まだ憲法が作られていなかったが、当時は基本的人権は「自然権」と呼ばれ、理性によって発見される「自然法」によって与えられると考えられていた。

1-2 基本的人権の概要 <標準編>

自他を愛する心

私たちが人間らしく生きていけるのは、お互いに相手をかけがえのない存在として認め扱う場合においてである。「人間は社会的動物である」(アリストテレス)

がゆえに、私たちはお互いの尊厳を認めあう社会の中でしか、満足な人生を送ることはできないのである。

言い換えれば、私たちの幸福は基本的人権を尊重する社会でこそ実現するということである。つまり「基本的人権の保障」という近代社会の原理は、深い人間理解に裏打ちされている。その深い人間理解は、古代から多くの先達たちが考えぬいてきた成果であると同時に、私たちが誰でも経験する「自他を愛する心」と重なっているのである。

基本的人権と青年期

基本的人権は、「人間は皆、かけがえのない個性をもった存在である」という考え方に支えられているが、私たちの人生においては、このことに気づき自分と他人

の存在を大切に思えるようになる年代がある。それが**青年期**である。

10代から20代前半にかけての時代を青年期という。中学生から高校生くらいの時期は青年期の盛りの時期である。この時期には、まず**第二性徴**が始まって、性的に男性・女性の区別がはっきりしてきて、子どもを生み育てる準備が整う。さらに精神的な発達も飛躍的に進む。知的にも情緒的にもかなり複雑な働きが身についてくるので、抽象的なこと、複合的なことなどを考えたり、微妙な情感を感じ取ったり表現したりすることができるようになる。一方で興味や関心が多様になり、**個性**が具体的な行動にあらわれてくる。得意・不得意が自覚され、趣味や進路が意識されるようになる。こうしたことを通じて「**自分らしさ**」(**アイデンティティ・自我同一性**)を確立するのである。青年期が「**第二の誕生**」【①】と呼ばれるのも、そのためである。

私たちは、青年期に自分のアイデンティティに目覚め、「自分はかけがえのない存在である」ことを認識する。そのとき同時に私たちは、「自分だけでなく他人もまたかけがえのない存在である」ことをも認識する。このとき私たちは、「自分と同じように他人をも大切にしよう」という心をもつに至る。この心は、実は**宗教**に通じる心でもある。なぜなら自他の大切さを認識するとき、私たちは自他を包み込む大きな存在(神的な存在)を感じることもできるからである。

①「われわれはいわば二度生まれる。一度は生存するために、二度目は生活するために。一度は人類の一員として、二度目は性をもった人間として。」
(ルソー『エミール』より)

人間の尊厳

さて思想史の中で、「人間の尊厳」という考え方を確立したのはドイツの哲学者カントである。

カントによれば、人間は動物とは異なり理性をもっている。この理性は「欲望に流されることなく、人間ならばだれでもこうしなさい」という道徳的な命令を発する。たとえばウソをつくことが自分にとって明らかに有利な場合でも、わたしたちは心の奥底で「ウソをついてはいけない」という声を聞くが、これこそ理性が発する道徳的な命令なのである。

私たちは「自由」というと、ともすれば「欲望や衝動のままに勝手きままに行動すること」と考えがちである。しかしそのようなあり方は動物の行動と根本的に同じであり、結局は自然の欲求に従っているにすぎない。これに対して、道徳的な命令に従うとき、私たちは自分の理性が立てた法則（規則）に自ら従っている。カントはこのように、理性が立てた法則（規則）に自ら従うことを自律とよび、ここに人間の真の自由があると考えた。そして人間はこのように自律できる存在だからこそ、一人ひとりかけがえのない存在であり、尊厳のある存在であるとした。

基本的人権と競争社会

しかし、基本的人権の基礎にある「人間は皆、かけがえのない個性をもった存在である」という考え方は、厳しい競争社会にあってはなかなか理解しづらいものである。なぜなら「競争」は、最終的には相手を打ち負かそうとする行為であり、「かけがえのない存在として自他を愛する」態度とは相容れない性質をもっているからである。それゆえ厳しい競争社会の面をもつ現代社会の中で基本的人権の大切さを理解し守ることは決して容易なことではないかもしれない。

しかし、競争は最終的には決してすべての人間を幸福にはしない。競争に敗北した者はもちろんであるが、競争に勝利した者といえどもその地位を永遠に維持することはできず、「次は敗北するかもしれない」という恐怖と常に闘っていかなければならないのである。

それでも、例えばスポーツのように、限られた範囲において一定のルールの下で行われる競争は人間を鍛える場合もある。しかし現実の社会のあらゆる場面がすべて競争によって秩序づけられ、力をもつ者だけが有利になるようであってはならない。私たちは競争のもつ意味・性質（競争原理）の長所・短所をよくわきまえ、あくまでも基本的人権の保障と両立する限りにおいて、健全なルールの下でおこなわれる競争だけを許容するのではない。

コメント [n1]: 2007 年度教科書『現代社会』（東書・現社 001）
p 70

1-3 民主政治のしくみと現状 <基礎編>

民主政治のしくみにはどのような種類があるだろうか？

政治と法

政治とは、人間社会における多種多様な利害対立を調整し解決する営みのことである。その意味では、人間が複数いるところでは常に政治がおこなわれていることになる。しかし通常「政治」という場合には、国や地方自治体の運営をさすことが多い。政治の営みを通して問題解決のために生み出された決定が法である。民主政治とは、王の独断（人の支配）ではなく人民の話し合いで法を決め、法に基づいて社会を運営していく営み（法の支配）だと言い換えることもできる。

直接民主制 間接民主制

民主政治は、リンカーンの言葉にもあるように「人民の人民による人民のための政治」である。この「人民による政治」には、大きく分けて直接民主制と間接民主制とがある。

主権者である国民が直接政治をおこなうのが直接民主制であり、これに対して国民の代表者をとおして政治をおこなうのが間接民主制（議会制民主主義）である。現代では間接民主制が主流であるが、それを補うために国民投票のような直接民主制的な制度を導入することもある。日本国憲法も間接民主制を基本にしつつ、憲法改正の際の国民投票などを定めている。

【①】

直接民主制は、民意を直接に政治に反映することができる点で優れているが、規模の大きな社会で多数の人々が実質のある議論をおこなうことは困難である。他方、間接民主制は少数の代表者によって実質的な議論ができるという点は優れているが、政治が民意と離れる危険性もある。

議院内閣制 と大統領制

間接民主制をとる場合、大きく分けて議院内閣制と大統領制という二つのしくみがある。議院内閣制は国民の代表者からなる議会が内閣を選び、基本的に議会と内閣が一体となって政治が運営されるしくみである。これに対して大統領制は元来、国民が行政府の長である大統領と議会議員の両方を選び、大統領と議会が互いに監視しながらそれぞれが権力を行使するしくみである。

両者を比べると、三権分立制と大統領制とはきわめて明確な関係があった。これに対して議院内閣制では議会と内閣との関係が密接であり、権力融合の側面をもつ。

【②】

①ヨーロッパ諸国では、欧州連合（EU）に加盟するかどうかを国民投票で決めている場合もある。

②ただし大統領が常に行政府の長であるとは限らない。例えばドイツでは大統領は行政府の長ではなく国家の象徴的存在であり、大統領とは別に置かれる首相が行政府の長となっている。

コメント [n1]: 2007 年度教科書『現代社会』（東書・現社 001）p 112

コメント [n2]: 2008 年度教科書『現代社会』（東書・現社 017）p 124

コメント [n3]: 2008 年度教科書『現代社会』（東書・現社 017）p 124

コメント [n4]: 2007 年度教科書『現代社会』（東書・現社 001）p 112。

1-3 民主政治のしくみ <標準編>

憲法を補う ルール

市民革命を起こした人々は、「法の支配」を行うため
まず最初に、主権者が制定する法として**憲法**を制定し
た。憲法は、①人民が有する基本的人権を列挙し、②
その基本的人権を保障する責任を負う政府をどのように構成するか（統治
機構）について定めた法であり【①】、近代国家における最高位の法（最も
重要な法）である。しかし他方で憲法は一般的・概括的な規定が多くなる
ため、憲法だけでは複雑な現代国家を運営していくことはできない。

そこで、憲法の規定をさらに具体化した**法律**を制定する必要がある。ま
た地方自治体を運営していくため、それぞれの自治体は必要に応じて**条例**
を定めていく。現実には、法律や条例でもまだ抽象的なルールにとどまる
ことが多い。そこで法律をさらに具体化するため、たとえば日本国憲法は
内閣に**命令（政令）**を制定する権限を与えている。【②】

政党と 政党政治

政党は、政治や政策について同じ考えをもち政権を
獲得することによってそれを実現しようとする人々
の集まりである。そして間接民主制において、選挙で
多数の議員を当選させた政党に政治の主導権を与える手法を**政党政治**とい
う。

間接民主制においては、代表者（国会議員）は、国民全体を代表するの
か、それとも選挙区や特定の業界に属する有権者の意見を代表するの
か、しばしば問題になる。日本国憲法は前者の立場に立っているが（43条）、

①近代的な意味で「憲法」という場合は、この2つの条件を満たさなければならない。したがって、例えば聖徳太子が定めた「十七
条憲法」は大和朝廷の施政方針を記したものである
ので、近代的な意味での憲法ではない。

②内閣が制定する命令を**政令**、省庁が制定する命令を**省令**という。

コメント [Tt1]: 2007 年度教科書『現代社会』（東書・現社 001）、
p 113

■法の分類

分類	説明	例
公法	政府と人民との関係を規律する法	憲法、刑法、刑事訴訟法、民事訴訟法など
私法	人民相互間の関係を規律する法	民法、商法、労働基準法など

分類	説明	例
実体法	権利や義務の内容について定める法	憲法、刑法、民法、商法など
手続法	実体法を執行する方法について定める法	刑事訴訟法、民事訴訟法など

実際の政治家の活動は自分の選挙区や支援者の利益を中心に考えられることも珍しくない。現在の選挙制度が地域単位で代表を選ぶ限り、そのような傾向を根絶することは困難である。このように代表者が何を代表すべきかという問題は複雑であり、投票する側にとっても何を基準に判断すべきかは、そう単純ではない。

コメント [Tt2]: 2007 年度教科書『現代社会』(東書・現社 001)、p 113

政党は、こうした複雑な代表をめぐる問題を整理して、「何をどう代表するか」を国民に示す存在である。政党は国民各層の意向をくみあげ、政権の獲得を通して政策に反映させる装置として、民主政治になくてはならない組織である。このような政党が複数存在し、互いに競争することによって、民主政治はよりよい選択の余地を国民に提供することができる。

コメント [Tt3]: 2007 年度教科書『現代社会』(東書・現社 001)、p 113

少数派を守るしくみ

民主政治では、意見の対立がある場合には原則として多数決によって決定がおこなわれる。しかし多数者の意思であっても、その決定が基本的人権を侵害するものであれば、それは「法の支配」に違反するから、その決定を押し通すことは許されない。他方で、特定の立場にある人々の意思を結集した利益集団【②】などの活発な運動によって、選挙で示された国民多数の意思が修正されることも珍しくない。

コメント [Tt4]: 2007 年度教科書『現代社会』(東書・現社 001)、p 113

多数決を絶対化しないためには、「今日の少数派が明日の多数派」になれる可能性が保障されているような工夫をすることが大切である。たとえば人種・宗教・言語などを根拠にした深刻な対立がある場合には、多数派と少数派が入れ替わる可能性は少なく（固定化する恐れがあり）、したがって多数派の一方的支配が深刻な内紛を生むことにもなりかねない。そうした場合には、少数派に一定の自治権を与える連邦制【③】の導入や一定範囲で少数派に拒否権を与えるといった工夫が必要である。

②たとえば経営者の団体（経団連・日経連など）、医師や弁護士の団体（日本医師会、日本弁護士連合会）、労働組合（連合・全労連など）などがある。

コメント [Tt5]: 2007 年度教科書『現代社会』(東書・現社 001)、p 112～113

また、少数派を守るためには、司法の役割も重要である。議会は選挙によって議員が選ばれるため、一般的に少数派の意見が議会には届きにくい性質がある。また議会や行政府は、社会全体に向かって法律を制定したり、一律に法律を実行することには長じているが、個別の事件を解決する仕事にはあまり向いていない。議会や行政府が制定した法律や命令に不備があるために少数派の利益が損なわれるような場合は、裁判所が違憲法令審査権を活用して、法令の不備を指摘しなければならない。

③複数の国家によって構成される国家をいう。スイスやアメリカ合衆国などの例がある。スイスは23の州から成り、各州がそれぞれ独自の憲法をもち、立法・司法・行政機関をもつなど、州の自治権は大きい。合衆国の州は憲法はもたないが、それぞれ法律の制定など幅広い権限をもっている。

コメント [Tt6]: 2007 年度教科書『現代社会』(東書・現社 001)、p 113

1-4 資本主義経済の発展と民主主義の展開 <基礎編>

資本主義経済とは何だろうか？

資本主義経済とは

人間社会において、生活に必要な財（物品）やサービス（労務）【①】を生産し流通し消費する営みを**経済**という。その意味では、私たち一人ひとりの生活が経済そのものである。しかし通常「経済」という場合には、国や地方自治体や国際社会における経済活動を意味することが多い。

現代の日本社会における経済は「**資本主義経済**」とよばれる仕方で営まれている。「資本」とは利潤を生む財産のことで、土地・建物・巨額の資金などをいう。また多額の資本をもち会社を経営する人々を「資本家」という。いっぽう資本をもたず、資本家に雇われて働き、その賃金で生活する人々を「労働者」という。経済学的な言い方をすれば「労働者は労働力を商品として売って生活している」存在である。

資本主義経済においては、生活に必要な物やサービスの生産・流通は、「より多くの利潤の獲得」を究極の目的とする民間企業（会社）が担う。そのために民間企業は、他の同業の企業と競争して、より良い商品をより安価に大量生産し大量販売しようと努める（逆に、利潤の見込みのない商売からは撤退する）。このような**自由競争**の結果、資本家は多くの利潤を獲得すると同時に、その副産物として社会も豊かになっていく。これが資本主義経済のプラスの面である。

資本主義経済の修正

しかし利潤の獲得を最優先にする企業活動は、経費削減のために労働者をなるべく安価な賃金で長時間働かせることにつながる。また「利潤獲得のためにはどんな悪徳な手法を使ってもよい」という風潮を生みやすい。このようなことが社会にはびこると、人々は人間らしい生活を安心して営むことができなくなる。これが資本主義経済のマイナスの面である。

このマイナス面を克服するために、19世紀には**社会主義**や**共産主義**の考え方が生まれた【②】。また資本主義経済をとる国でも、現代においては、政府が経済活動に介入して、民間企業の競争に一定の**規制**を加えたり、政府自身が経済活動をおこなうことによって、民間企業だけに任せておけない部分を補っている。このような現代型の資本主義経済を「**修正資本主義経済**」と呼ぶ。

①サービスとは、例えば旅客や貨物の運搬、医療・美容・芸能・金融サービスなどのことである。

②広義の社会主義のうち、マルクスが確立した社会主義思想を特に共産主義と呼ぶ。

共産主義は、労働者の革命によって、利潤追求を目的とする民間企業を否定し、生産手段（土地・建物・資本など）を社会の共有として、国営企業や公営企業の公共サービスを中心とする経済体制をめざす。

その他の社会主義思想は、社会改良運動や議会政治による漸進的変革をめざす。

1-4 資本主義経済の発展と民主主義の展開 <標準編>

資本主義の 歴史的背景

市民革命によって絶対王政を倒し政治的自由を獲得した人々の中核にいたのは「ブルジョワ」と呼ばれる資本家たちであった。彼らは、18世紀半ばにイギリスで起こった産業革命がもたらした蒸気機関などの新しい技術を活かして、各地に機械化された工場をつくるようになった。また蒸気を動力とする新技術は、それまでの動力の主流であった水力や風力に恵まれない地域での工場建設を可能にし都市化がうながされた。さらに農村から都市へ多数の人々が移動し、資本家が多数の工場労働者（「プロレタリアート」）を安く雇用できるようになったので、機械化された工場での大量生産はますます活発におこなわれるようになった。こうして「資本主義経済」は19世紀に確立したのである【①】。

資本主義経済では、より多くの利潤獲得を目標として資本家が企業（会社）を経営し、自由に労働者を雇って働かせながらさまざまな商品を大量に生産し販売する。その結果、資本家は多くの利潤を獲得すると同時に、社会も豊かになっていく。この資本主義経済の長所に注目してこれを正当化した人物がイギリスの経済学者アダム・スミスである。彼は主著『国富論』で「人々が自分の利益をもとめて自由に行動しているにもかかわらず、神の見えざる手によって社会も豊かになる」と述べて、資本主義経済における経済活動の自由を最大限に尊重した。

階層格差の 拡大

資本主義経済の中心となる企業は、さまざまな商品を生産するが、その究極の目的は利潤獲得である。そのため、たとえば利益が見込める事業には巨額の資金が投じられる一方で、赤字ローカル線のように利潤獲得が見込めない事業は早々に中止・撤退するという傾向をもつことになる。

企業は、生産にかかる費用（コスト）を下げ、他方で生産品の売上額を伸ばすことによって、費用と売上の差額である利潤を最大限にしようと努力する。そのため企業は、労働者をなるべく安い賃金で長時間働かせようとする傾向をもつことになる。こうして19～20世紀の資本主義国では、資本家と労働者という2つの階層の格差はますます広がっていった。しかし当時の社会は、人間らしい生活ができないほど貧しくなった労働者に対して根本的な対策をほとんどとらなかった。

コメント [T1]: 2007年度教科書『現代社会』（東書・現社 001）、p 76

①株式会社の制度もこのころ成立した（株式会社のしくみについては「7-7 標準編」を参照）。

帝国主義と 世界大戦

また 19～20 世紀の欧米各国は、利潤を獲得するために**植民地**を大いに利用した。植民地にされた地域は経済的には発展途上であったため、価格の安い原料・資源や安い賃金で働く労働者を大量に確保できただけでなく、機械化された工場で大量に生産された商品を高く売りさばくうえでも重要な市場となり、各国は競って植民地の獲得に乗り出した。このように経済発展のために植民地を不可欠とするようになった 19 世紀ごろの資本主義国の行動を特に「**帝国主義**」と呼ぶ【②】。

20 世紀前半に相次いで起こった第一次世界大戦と第二次世界大戦は、帝国主義諸国の植民地獲得競争がもたらした世界戦争だった。

社会主義の 成立

アダム・スミスが言うように、資本主義経済には優れた面もあるが、他方で資本家が自由に経済活動を行う結果、労働者が人間として尊重されず、資本を持つ者とそうでない者の格差を広げるという短所をもっている。この短所に注目して資本主義経済を批判し、労働者の生活を重視する社会を作ろうと考える政治思想が 19 世紀に生まれた。これが**社会主義**である。

なかでもドイツの**カール・マルクス**は、1848 年に従来の社会主義をさらに発展させた科学的社会主義（**共産主義**）を提唱し、世界中の労働者に向かって、「革命を起こして労働者が中心となる国家を樹立し、共産主義経済の社会を建設する」よう呼びかけた。この運動に呼応して、1917 年にロシアで革命が起こり、**ソ連**（ソビエト社会主義共和国連邦）が成立した。

社会主義の広がりに対して、資本主義国の資本家たちは、社会主義・共産主義の思想が国内に広がることを恐れ、社会主義・共産主義に関心をもつ労働者たちを敵視するようになった。そして政府もまた、資本家たちの意向に沿って、労働者たちの運動を犯罪として取り締まった【③】。

資本主義経済の修正

第二次世界大戦の勃発は、資本主義国自身にとっても憂慮すべきことだった。アメリカの経済学者**ケインズ**は、第二次世界大戦の原因となった大規模な不景気（世界恐慌）を克服するために、政府が積極的に民間経済に介入し、公共事業を実施することによって失業者を雇用する政策【④】を提案し、資本主義経済のあり方を修正する考えを発表した。ケインズの考えに基づいて生まれた、企業活動の自由を規制する新しいタイプの資本主義経済を「**修正資本主義経済**」と呼ぶ。

②明治維新以後の日本の外交が帝国主義である。日本は日清戦争・日露戦争によって台湾・朝鮮・樺太などを植民地にした。

③例えば日本では、治安警察法の制定（1910 年）や治安維持法の制定（1925 年）がそれに当たる。

④その実例としてテネシー溪谷の開発事業が有名である。

1-5 国際社会の成り立ち <基礎編>

国家は万能なのだろうか？

主権国家

国際社会は、国家（主権国家）を基本的な単位として成立している。国家とは、**領域・国民・主権（国家の三要素）**を有する団体のことである。ここで主権と

は、内政と外交について他国の指図を受けずに独自に判断して政策を立てたり問題に対処してものごとを決定できる権限のことである【①】。国際社会においては、国家は、人口の多さや領土の広さや経済的な豊かさ等にかかわらず、主権をもつ独立した存在として平等に扱われる。

それぞれの国家は国益を追求して行動するが、しばしば国家間の利害は衝突する。国家間には、領土紛争から政治や経済・文化での対立、また核戦争の回避といった課題まで、実に幅広い問題が存在する。こうした問題について調整したり、相互の譲歩によって解決を図るのが**外交**である。

国際法

国家間の関係を規律するルールを**国際法**という。国際法は、大きく**条約【②】**と**国際慣習法【③】**に分けられる。

国際法の国内法との最大の相違はその拘束力にある。国際社会は国内社会と違って統一された政府がなく、法が実質的な強制力をもたないために拘束性が低いとされる。国連決議や国際会議で提唱された条約などについては、各国の批准を待って発効するものもある。

日本国憲法は第98条2項で「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」と定めており、国際法は法律よりも上位のルールとして取り扱われている（ただし条約が憲法より上位にあるかどうかについては専門家の間でも意見が分かれている）。

①主権が機能せず治安が崩壊状態にある国家を「失敗国家」・「破綻国家」・「崩壊国家」と呼び、ソマリアなどが挙げられる。

②明文化された国家間の合意。締結は国家の元首などの代表者によっておこなわれ、一般に当該国の議会の承認を必要とする。

③国家間の慣行が法として認められたもの。例えば、公海ではどの国の船の航行・漁業も自由とする「公海自由の原則」や、どの国の領域にも属していない土地は最初に支配した国が領有できる「無主地先占」などがある。

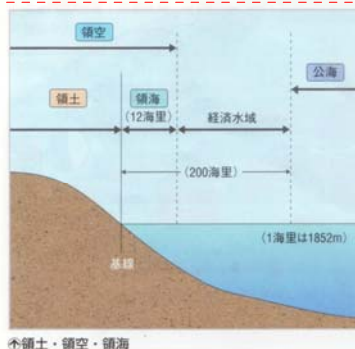
コメント [n1]: 2007 年度教科書『現代社会』（東書・現社 001） p 160

コメント [n2]: 2007 年度教科書『現代社会』（東書・現社 001） p 160

コメント [n3]: 2007 年度教科書『現代社会』（東書・現社 001） p 160

コメント [n4]: 2007 年度教科書『現代社会』（東書・現社 001） p 161

コメント [Tt5]: 図：2007 年度教科書『現代社会』（東書・現社 001） p 160



条約	条約、協定、協約、規約、宣言など国家間の文書による合意 国連憲章、国際人権規約、日米安全保障条約など
国際慣習法	国家間で反復され、拘束力のあるものと認められた慣行 公海自由の原則、外交特権など
戦時国際法	戦争の被害を少なくするために交戦国の行動を規制する法 窒素性ガスなどの禁止に関する議定書（1925）、戦争犠牲者保護条約・赤十字諸条約（1949）、中立法規など
平時国際法	交戦時以外の場合に適用される法 国際民間航空条約（1944）、難民条約（1951）、国際人権規約など

領土・領空・領海

国際法の種類

1-5 国際社会の成り立ち <標準編>

主権国家の 歴史的背景

主権国家からなる国際社会が誕生したのは、1648年に三十年戦争が終わり、**ウェストファリア条約**が結ばれたとき以後である。この条約の中でヨーロッパでは複数の主権国家が等しく存在することが確認された。このしくみは、西欧列強が各地を植民地化したり、交易していく過程で世界に拡大された。植民地は、特に第二次世界大戦後に、ナショナリズムの高揚とともに相次いで独立を果たし、主権国家として国際社会の構成員となった。現在ある主権国家の半数以上が戦後の独立国である。

国際法の歴 史的背景

オランダの**グロティウス**は「国際法の父」と呼ばれる。三十年戦争の惨禍を見たグロティウスは、『**戦争と平和の法**』を著し、国家間の関係にも自然法（人間の本性に根ざした法）を適用して、理性にもとづいた秩序を築くことを提唱したのである。

国際法の起源は西欧にある。そのため国際法は、「公海自由の原則」や「無主地の先占」など、西欧諸国が各地を植民地化していくうえで有利にできていた面もある。しかし第二次世界大戦後、植民地が次々と独立し、多国間条約締結の中心となった国際連合への加盟が実現すると、こうした国々を中心に「植民地独立付与宣言」や「天然資源に対する恒久主権」の決議などが採択されて、植民地に不利な面は是正されてきた。

国際法の歴史をたどると、初期には、戦争を認め、戦争を開始・終結させる手続きなどについて研究された時期もある。そのためにかつては戦時国際法と平時国際法という分け方がなされた【①】。その後、毒ガスなどの非人道的な兵器の使用を禁止する規則が考えられ、施行された。さらに二度にわたる世界戦争をへた今日では、戦争それ自体が違法な行為として禁止されている（戦争の違法化）。**国際連合憲章**【②】はその代表例である。

外交のしく み

各国の日常的な外交活動は、**外交官**によっておこなわれている。外交官は、政府を代表する外交使節である**大使**・公使と、自国民保護やビザ（外国人に対する渡航許可証）発行などの領事事務にあたる**領事**・総領事とに大別され、それぞれ大使館（公使館）・領事館（総領事館）で執務する。大使館は外交関係をもつ国の首都に1つ置かれ、領事館（総領事館）は自国民が多数居住する都市などに必要に応じて置かれる。そのほか、国連へも大使が派遣さ

コメント [T1]: 2007 年度教科書『現代社会』（東書・現社 001）、p 160

①戦時国際法では、戦争を始める際には宣戦布告が必要だった。満州事変は宣戦布告をしないまま始まったので、事実上は戦争だったが「事変」と呼ばれた。

②国際連合の最も基礎にある規約（条約）。

コメント [T2]: 2007 年度教科書『現代社会』（東書・現社 001）、p 161

れている。

外交使節団および外交官には**外交特権**が認められている。たとえば外国公館（大使館・領事館）の敷地は**治外法権**である（つまり所在地国の主権が及ばない）。外国への亡命を望む人々が自国にある外国公館に駆け込むことがあるのもそのためである。また外交官は**不逮捕特権**をもち、任地国による**課税が免除**される。

条約締結のしくみ

条約は複数の国家間の約束であり、関係する国家数によって二国間条約と多国間条約に大別できる。

二国間条約は、政府間の交渉において条約案を作成し、それをそれぞれの国内で議会の**承認**を得、そののち「**批准書**」を交換することによって成立する。

いっぽう多国間条約は、新しい条約が必要と考える国々の代表者が集まって協議を重ねることから始まる。条約の内容が確定することを**採択**といい、協議に参加した国々の政府代表者は、条約案が採択されたことを確認するために**署名**をおこない、条約案を自国に持ち帰る。次にその条約案がそれぞれの国内で議会の**承認**を得る。議会の承認を得た国の政府は、「**批准書**」を作成して、国際機関（または条約案を管理している事務局国）に提出する。この時点で正式に条約の加盟国となる。そして通常、あらかじめ条約案に定められている数の国が批准したときに、条約は国際法として効力を発するようになる。

条約の中には様々の条項が定められる。例えば「**最恵国待遇**」と呼ばれる条項が定められることがある。これは、ある二国間の条約（仮にA条約とする）において最恵国待遇が規定された場合、その後他国との間に結ばれた条約（仮にB条約とする）で、もしA条約よりも有利な内容が定められたときは、その有利な内容が自動的にA条約にも適用されるという約束である。それゆえ最恵国待遇を相互に定めた国家同士は、常に最も有利な条件を認め合っていることになるから、強く結びつくことになる。

条約には柱となることだけを定めておき、細目については別の文書に規定することもある。例えばかつて日米安全保障条約に基づいて日米政府間で合意された事項を規定していた「日米行政協定」がある。

多国間条約においては、条約に加盟する国をなるべく多く確保するために、合意形成が難しい事項を別の文書としておき選択的に加盟できるようにする場合もある。例えば国際人権規約は、A規約・B規約・B規約の第一**選択議定書**・同第二選択議定書の4つから構成される。

1-6 世界経済のしくみと現状 <基礎編>

経済のグローバル化は何をもたらすのか？

自由貿易と 保護貿易

外国との間で行われる商品取引を貿易という。貿易のあり方には、外国から輸入される商品に税金（関税）をかけず（もしくはきわめて低い税率とし）輸入量にも制限を設けない自由貿易と、高い関税をかけたり輸入量に制限を設けたりする保護貿易がある。

この違いに応じて、資源や工業力に差のある多数の国々がそれぞれ自国に得意なものを自由に輸出しあうようにすれば資源や工業力を効率よく利用することができるという考え方を自由貿易主義といい、他方、自由貿易では外国の安い商品が流入してくるために国内における同種の産業が発展しないため国内産業を保護・育成できる貿易を求める考え方を保護貿易主義という。

第二次世界大戦は、1929年の世界恐慌を克服しようとする先進国が極端な保護貿易主義（ブロック経済）に走ったことも一因となって起きた戦争だった。第二次世界大戦後の世界では、アメリカを中心とする自由貿易主義が台頭した（グローバリズム）。しかしまたそのために、世界はアメリカ経済に依存する結果にもなってしまった。21世紀に入りアメリカ経済が混乱・衰退の兆しをみせるにつれて、グローバリズムもまた見直されるようになっていく。

外国為替と 国際通貨

貿易によって輸出入された商品の代金を決済する際には、自国通貨を外国通貨に交換する必要がある。その際の通貨の交換取引のことを外国為替取引といい、その際の交換比率を外国為替相場という。

第二次世界大戦までは、金（Gold）が世界共通の通貨とされ（金本位制）、貿易の決済は金を交換することによって行われていたが、第二次世界大戦後は、同じ価値の金（Gold）との交換（兌換という）が保証されていたアメリカ通貨ドルを中心とした固定相場制になった【①】。ところが1973年にアメリカがドルと金の交換を停止したために各国は変動相場制に移行し、為替相場は日々変化するようになった。

為替相場の変動によって円の価値が高くなる（円高になる）と、外国における日本製品の価格は高くなり、逆に日本における外国製品は安くなる。従って為替相場の変化は、商品の輸出入や人の動きに影響を及ぼす。

① このころ1ドルは360円とされていた。